

※新型コロナウイルス感染症関連情報※

人権相談を御利用される皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、来庁される皆様への感染防止のため、人権相談については、当分の間、できる限り電話又はインターネットによる相談をお願いしていますので、「みんなの人権110番」又は「インターネット人権相談窓口」を御利用ください。

皆様には御不便と御迷惑をお掛けいたしますが、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・ みんなの人権110番 0570-003-110
- ・ インターネット人権相談窓口

相談フォームに相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日メール又は電話で回答します。

<https://www.jinken.go.jp/>

津地方法務局